

庄内町教育委員会議事録

令和元年第 12 回定例会

令和元年 10 月 29 日

庄内町教育委員会

庄内町教育委員会 令和元年第 12 回定例会 議事録

- 1 会議日程 令和元年10月29日(火)
 開会 午後2時00分
 閉会 午後2時59分
- 2 会議場所 庄内町役場立川総合支所 第二会議室
- 3 内 容
- 1 開 会
- 2 議事録承認
 令和元年第11回定例会議事録
- 3 報 告
 (1) 経過報告
 (2) その他
- 4 協 議
 (1) 庄内町立学校施設利用条例の一部改正(案)について
 (2) 庄内町公民館設置及び管理条例の一部改正(案)について
 (3) 庄内町文化創造館設置及び管理条例の一部改正(案)について
 (4) 庄内町大中島自然ふれあい館設置及び管理条例の一部改正(案)について
 (5) 庄内町体育施設設置及び管理条例の一部改正(案)について
 (6) 庄内町農村公園設置及び管理条例の一部改正(案)について
 (7) 庄内町都市公園設置及び管理条例の一部改正(案)について
- 5 その他
 (1) 第13回教育委員会定例会の開催について
 日時：令和元年11月27日(水) 午後2時00分
 場所：立川総合支所3階 第二会議室
 (2) その他
- 6 閉 会
- 4 出席者
- | | |
|------|----------------|
| 教育長 | 菅原 正志 |
| 教育委員 | 今野 悦次(第一職務代理者) |
| 教育委員 | 梅木 均(第二職務代理者) |
| 教育委員 | 太田 ひろみ |
| 教育委員 | 齊藤 雅子 |
- 5 欠席者 なし
- 6 傍聴人 なし
- 7 説明を要した者及び議事録作成のために出席した者
- | | |
|-----------------|-------|
| 教育課長 | 佐藤 美枝 |
| 社会教育課長 | 上野 英一 |
| 社会教育課長補佐兼社会教育係長 | 阿部 浩 |
| 教育課主査兼学校教育係長 | 清野 美保 |
| 文化スポーツ推進係長 | 池田 省三 |
| 教育課長補佐兼教育総務係長 | 佐藤 貢 |

| | |
|-----|---|
| 開 会 | (午後2時00分) |
| 教育長 | それでは令和元年第12回庄内町教育委員会定例会を開会します。2議事録承認に移ります。令和元年第11回定例会議事録について、何か訂正や加筆などがあればお願いいたします。 |

| | |
|--------|--|
| 太田委員 | ちょっとしたところですが、2 頁目の中程の教育長の発言の中で文末の「通じて」の削除と、3 頁の富山指導主事の発言中「今のところ」を「今のところ」に訂正をお願いします。また、6 頁の教育長の発言中「それから朝食を取らない子が全国、県から比べても低いと思います。」は文脈を見るとおかしいので訂正が必要だと思います。 |
| 教育長 | これについては、「それから朝食を取らない子が全国、県から比べても多いと思います。」への訂正を今朝の時点で補佐へ指示したところです。訂正をお願いします。他にございますか。 |
| 今野委員 | 2 頁目の私の発言の中で個人的な意見の記載部分があります。そこを削除いただきたいと思います。 |
| 教育長 | 削除訂正ください。よろしいですか。他に何かございますか。 |
| 委員 | 〔他に質疑の声なく〕 |
| 教育長 | よろしいですか。令和元年第 11 回定例会議事録の同意を確認し、3 報告 (1) 経過報告について説明をお願いします。 |
| 佐藤教育課長 | (資料に基づき説明する。) 9 月 2 日の余目第三公民館、10 月 18 日の清川公民館、10 月 28 日の余目第三幼稚園の計画訪問が本年度中止されたことについては、来年度へ送り越しての計画とする旨併せて説明する。 |
| 教育長 | 経過報告について、何か追記とかあればお願いします。よろしいですか。(1) 経過報告を終わります。(2) その他の報告はありますか。それでは次に移ります。4 協議 (1) 庄内町立学校施設利用条例の一部改正 (案) について説明をお願いします。 |
| 佐藤教育課長 | 協議事項については、7 項目ある訳ですが、協議に入る前に私の方から説明させていただきます。今回の条例改正については、使用料・手数料に係る条例改正を教育委員会が所管する 7 件について協議していただくこととなります。9 月 30 日に開催した総合教育会議でも若干触れさせていただきましたが、より具体化し、条例改正への手続きということで、本日、協議いただくことになりました。私から事前配布した資料について、2 点説明させていただきます。事前配布資料として、使用料・手数料の見直しに関する基本方針 (案) は委員の皆さんに事前配布させていただきました。送付時のコメントでまだ案の段階であるとお知らせしましたが、本日午前中に、町議会全員協議会でも説明された内容で、今後同様の内容でパブリックコメントの段階を経て、12 月議会での条例改正が予定されている内容であるので、この見直しに関する基本方針 (案) の取り扱いにはご留意をお願いしたいと思います。なお、総合教育会議では、総務課長よりこの資料 (案) の提示なしに説明をさせていただきましたが、なかなか分かりにくい内容であったので、今回は内容を確認していただきたいということで、事前に配布しましたので了解いただければと思います。2 点目は、事前配布した会議次第には、7 項目の協議案件としてそれぞれ「申出」という表現になっていました。これは次回の定例会において、付議する議案として提出する際の体裁であり、今回の提出は事前協議ですので次第について本日差し替えさせていただきました。また、配布した資料 7 項目のそれぞれ 1 枚目に「申出」に係る資料を添付いたしましたが、誤りですのでそれぞれ資料から全て取り除いてください。今回は 2 枚目以降のそれぞれの条例の一部改正について「(案)」を付して協議していただければと思います。 |
| 教育長 | 資料の差し替え、訂正等がございまして大変申し訳なく思います。今日は、改 |

| | |
|-------------|---|
| | 定（案）についての協議ですので差し替えをした協議次第に沿ってやっていきたいと思います。よろしいでしょうか。それでは、協議（1）庄内町立学校施設利用条例（案）について説明ください。 |
| 佐藤補佐兼教育総務係長 | （資料に基づき説明する。） |
| 教育長 | 委員の皆さんには今回初めて示すのですか。 |
| 佐藤教育課長 | 総合教育会議の時には表で「各使用料見直し結果一覧」を示していますが、その時は照明設備使用料と一緒にした料金になっていなくて、今回は一緒にした使用料で設定して示しております。新旧対照表をご覧いただければ分かると思いますが、体育館では実際に原価計算をして受益者負担の部分を出すと約600円位掛かることになるのですが、激変緩和として上限倍率を1.5倍までにするとなっていますので、例えば余目第一小学校体育館では、現在の使用料200円と照明設備使用料100円の合計額の300円の1.5倍を上限として450円に改正する内容になります。殆ど他の小学校も同じ様な考え方で使用料を設定している状況であります。最大でも現在の使用料の1.5倍ということです。それから町外の利用者の使用料を設けるということで、本町に町民税を払っている人とそうでない町外の方のすみ分けをするということで、町外の方が体育館を使った場合は670円という設定になります。全ての学校についてこの別表を見ていただければ改正される料金設定について分かるものになっています。なお、減免の関係については、規則に委ねていますので今回皆さんには規則改正を示しておりません。次回の定例会での提出になると思いますが、皆さんに事前に資料配布した基本方針（案）の9頁をご覧いただきたいと思います。こちらの方に減免に関する部分の主な内容が記載してあります。例えば町及び教育委員会が主催する事業については、全て100%免除とか、小中学校が主催する事業も当然そうですが、統一的な減免の基準表の4番目の項目では、部活動及び支援クラブで子どもの活動が主になる部分では免除になります。ただし、親が係る部分については、これまでの減免状況を考慮して80%の減額内容になっていくというようなことが、この表を読んでいただければ分かると思います。これは次回の定例会に規則の一部改正として付議し、審議いただく内容となります。大きな減免に係る統一的な基準は、こちらに記載する内容となります。今回の条例改正に係る7項目については、減免に係る基準と同じように考えているところです。 |
| 教育長 | 条例改正に係る減免についての考え方は、本日協議する7項目について全て同じ考え方をするという事です。学校施設での使用料の考え方は、現行の最大1.5倍を上限に抑えている訳であります。何かご質問あればお願いします。 |
| 今野委員 | 余目中学校の西体育館と東体育館の金額の違いの根拠は何ですか。 |
| 佐藤教育課長 | それぞれ施設の床面積が違います。東体育館だとバレーボールコートが2面とれますが、西体育館だと最大3面までとれるので、根本的に面積が違うので係る費用も違ってくるので、この様な差になっています。 |
| 教育長 | 広さが違うので照明に係る経費も当然違ってきます。 |
| 佐藤教育課長 | 部活とかスポ少とかで夜間も利用している団体については、減免の対象となっていますので、そういう団体に関しては、今までどおり殆ど使用料が掛からないという状況ですが、子ども達の利用以外で別の目的で利用する場合は、しっかり料金をいただいてやっていく形になります。 |
| 梅木委員 | 前に説明があったのかかもしれませんが、第6条の「町長は、特に必要があると |

| | |
|--------------|---|
| | 認めるときは」とありますが、特に必要ということで想定されるものは、減額に関する基準ということでどんなものが想定されますか。 |
| 佐藤教育課長 | 今度議論いただく規則に委ねているのでその中に減免に関する部分が殆ど出てくるのですが、その他に特にという部分では想定していません。 |
| 梅木委員 | 何か非常事態等があった場合ということですね。分かりました。 |
| 教育長 | この一項を設けておかないと何かあった場合に対応できないということです。他に何かございませんか。それでは次に移ります。(2) 庄内町公民館設置及び管理条例の一部改正(案)について説明をお願いします。 |
| 阿部補佐兼社会教育係長 | (資料に基づき説明する。) 新旧対照表5頁中(8)特殊館具等「陶芸窯」の町外1作品当たり使用料の「345円」を「340円」へ訂正を発言する。 |
| 教育長 | 疑問点や質問があればお願いします。新旧対照表6頁の別表第2中余目第四公民館宿泊料で、これまで「一般」という部分の表記はなかったのですか。 |
| 阿部補佐兼社会教育係長 | これまでも表の縦列横列の表記の仕方が違ったこともありますが、「高校生以下」「一般」という区別はしています。 |
| 教育長 | 他に何かございますか。よろしいですか。それでは次に移ります。(3) 庄内町文化創造館設置及び管理条例の一部改正(案)について説明をお願いします。 |
| 池田文化スポーツ推進係長 | (資料に基づき説明する。) |
| 教育長 | 改正(案)1枚目の別表中「喫茶コーナー」を利用する場合も1時間280円の使用料がかかるのですか。 |
| 池田文化スポーツ推進係長 | これはあの部屋を占有して使用するという場合に使用料がかかるということです。 |
| 教育長 | 喫茶室を占有して利用するというのが今まであったのでしょうか。 |
| 池田文化スポーツ推進係長 | 無かったのではないかと思います。 |
| 教育長 | 響ホールの場合は、細かく付属設備・用具等の使用料が設定されていて料金徴収が大変だと思います。表に記載する付属設備等の1回使用料というのはどういう考え方なのですか。 |
| 池田文化スポーツ推進係長 | 4時間までが1回使用料として算定し、それ以降は割増の料金を加算するとしています。 |
| 教育長 | そうですね。備考にも記載がありますね。他に何かございませんか。 |
| 今野委員 | 比較対象としてお聞きしたいのですが、酒田市の希望ホールや鶴岡市の荘銀タクト大ホールとの使用料とは、当然、面積や席数の違いがあるのでしょうか。 |
| 池田文化スポーツ推進係長 | 最初に総務課から示された想定使用料は、もう少し高いものでした。資料を作った先週は出張していたので、料金を下げて見直ししたもので改正後の大ホールの使用料金3,600円としたのかは不確定なのですが、単に現行料金の最大倍率1.5倍を上限額とすると荘銀タクトや希望ホールの使用料金よりも高い設定になるので「設定する料金を下げてください。」との総務課よりの指示があったので、響ホールの大ホールについては、1.5倍の上限設定より少し下げて料金を設定させていただきました。ですから今の段階では酒田市や鶴岡市と比べて使用料は安いということになります。 |
| 教育長 | 本町の公民館や両市のコミュニティーセンター等との使用料金の考え方とは少し違うということですね。総じてこれまでは他市町と比較して非常に使用料 |

| | |
|--------------|---|
| | が安いということでしたが、これでどう変わるのかだと思います。それでは次に移ります。(4) 庄内町大中島自然ふれあい館設置及び管理条例の一部改正(案)について説明をお願いします。 |
| 阿部補佐兼社会教育係長 | (資料に基づき説明する。) |
| 教育長 | これまでのものと考え方も同じであるので問題ないと思いますが、何かご質問があればお願いします。 |
| 今野委員 | 備考の5番目にある「町内に住所を有する者が半数以上の場合及び法人」とありますが、法人という言い方で書いてありますが、例えば法人である団体とかは、一般の個人的な利用者20人程度の集まりではなくて、きちんと明記されるものがあるのでしょうか。 |
| 阿部補佐兼社会教育係長 | 一般の団体というものは、前段に記載される「町内に住所を有する者」に入ります。こういった団体については、町内に住所を有する者であり、あくまでも法人については、庄内町に法人町民税を納めている法人ということになります。 |
| 今野委員 | 例えばこれは20名の人が使いたいという場合は、申し込みに20名の住所とか名前を記載させて提出させるということですか。 |
| 阿部補佐兼社会教育係長 | 先ずはそのようなものを提出していただくことになると考えています。 |
| 今野委員 | そのような書面での申込書があるのですか。 |
| 阿部補佐兼社会教育係長 | 申請書そのものの変更は考えておりませんが、それに付記するような形で提出いただくように考えています。ただ、個人情報のこともありますので、住所については字・何番地まで詳細に記載するのではなく、酒田市だったら酒田市のみに記載する対応をしたいと考えています。 |
| 今野委員 | 細部まで確認はしないということですね。その辺の区切りがそうだとすれば、トラブルが生じなければいいのですが。 |
| 教育長 | 調べようと思えば調べられるものですが、果たしてそこまでやる必要があるのかどうか考えるところです。よろしいですか。それでは次に移ります。(5) 庄内町体育施設設置及び管理条例の一部改正(案)について説明をお願いします。 |
| 池田文化スポーツ推進係長 | (資料に基づき説明する。) |
| 教育長 | 使用料の改正で一番影響が出るのは体育施設ではないかと考えています。今野委員は、総合体育館のトレーニングルーム器具の使用料で新たに1回使用料金を設定したことについてはどう考えますか。 |
| 今野委員 | 1回使用料が200円だとすると1箇月使用料が900円ですので、月の利用日数が多い方は1箇月使用料とした方が有利なようです。 |
| 梅木委員 | 今は1箇月使用料が600円ですが、利用することを忘れてしまって、あっという間に1箇月過ぎてしまうことが多いので、1回使用料を設定することは良いことだと思います。 |
| 教育長 | 1箇月間の利用が4回までの人だとすると1回ずつ使用料を払った方がよくて、5回利用する人は1箇月使用料を払った方がよいということです。 |
| 今野委員 | むしろ1箇月使用料と6箇月使用料というのは極端であるので、1箇月使用料ではなくて3箇月使用料を設定いただければいいなと思ったところです。 |
| 教育長 | 外部施設の照明設備使用料では「全点灯使用料」と「半点灯使用料」の設定があるようです。総合体育館の附属設備でシャワールームがありますが、シャワ |

| | |
|------------------|--|
| | 一はお湯が出ますか、お湯が出る場合は何分位出るのですか。 |
| 池田文化スポーツ 推進係長 | お湯が10分程出ます。 |
| 教育長 | 他に何かございますか。よろしいですか。それでは次に移ります。(6) 庄内町農村公園設置及び管理条例の一部改正(案)について説明をお願いします。 |
| 池田文化スポーツ 推進係長 | (資料に基づき説明する。) 前田野目農村公園「ひだまり」のグラウンドゴルフ場について、グラウンドゴルフ場の管理が教育委員会に委任されていること。今回の笠山グラウンドゴルフ場の料金設定と同様に使用料金を設定することとして、前田野目農村公園の管理条例である庄内町農村公園設置及び管理条例の一部を改正する必要が生じたため、改正を行うものです。 |
| 教育長 | 「1コース1時間あたり利用料」というのは良く分からないですね。例えば大会等を開いて6人でプレーして1時間で回り切れない時に、その1コースで1時間を超えた場合はどちらの料金になるのですか。 |
| 池田文化スポーツ 推進係長 | 2時間分の使用料をいただくことになります。 |
| 教育長 | 1コースしか回っていないのですよ。 |
| 池田文化スポーツ 推進係長 | 申請するときは1コースを使用するということで、その使用時間帯はコースを占有しているということになるので、他の団体等が利用できないということになります。それに掛かった時間で使用料をいただくことを考えています。 |
| 教育長 | 前田野目グラウンドゴルフ場は、青・赤・黄・緑の4コースある訳で、その1コースを1時間使用する場合は、町内利用者は600円掛かるということになるということですね。1コースをプレーする場合のことだけを考えるということではなく、時間で占有する場合として考えるということですね。1コース8ホール分を1時間使うと600円、1時間を超えると2時間分になるということですね。 |
| 今野委員 | 練習をする場合は、使用料は全く掛からないということですか。 |
| 池田文化スポーツ 推進係長 | 練習をするために利用者同士が仲良く使う場合は、使用料は掛からないということになります。 |
| 教育長 | 「何々グラウンドゴルフ大会」と銘打って施設を占有すれば使用料が発生しますが、20名位が皆で仲良くプレーすることや練習するだけなら料金は発生しないということです。もしも料金をいただくとしたら、柵をしっかり作って適正に料金徴収を行い管理する人を置く、その様な運動施設として管理していかなければ現状施設では適正に料金徴収することは無理がありますね。今後、施設を占有利用する場合は、使用料を徴収する施設になるということです。よろしいですか。それでは最後に(7) 庄内町都市公園設置及び管理条例の一部改正(案)について説明をお願いします。 |
| 阿部補佐兼社会教育係長 | (資料に基づき説明する。) 本条例は基本的に建設課が所管する条例であります。八幡公園内にある「菁莪庵」については、教育委員会に管理を委任されていることから、その施設の使用料の改定を行うために本条例の一部改正を行うものです。 |
| 教育長 | 都市公園というのは、八幡公園ということであり、その中の教育委員会が所管する菁莪庵の使用料についてということです。問題がないかと思いますが、皆さんどうですか。 |
| 今野委員 | 年間の利用件数、利用率はどうなっていますか。 |

| | |
|--------------|--|
| 阿部補佐兼社会教育係長 | 詳しい資料は持ち合わせておりませんが、年間 10 件前後の利用があります。今年は例年より若干利用件数が多いようです。 |
| 今野委員 | どのような団体等の利用があるのですか。 |
| 阿部補佐兼社会教育係長 | お茶（茶道）の団体が利用している状況です。 |
| 教育長 | 皆さんこの施設に入ったこと、利用したことはございますか。 |
| 梅木委員 | 私は仲町にいたときに子供会の事業で、お茶を教える先生もいましたので施設を利用したことがあります。ただ、施設の造り方が違っているという話がされています。 |
| 教育長 | 清野係長は施設を年間何回利用していますか。 |
| 清野主査兼学校教育係長 | 私は、最低でも年 3 回は施設を利用しています。 |
| 教育長 | 施設利用に際して寒暖についてどう感じていますか。 |
| 清野主査兼学校教育係長 | 5 月末で施設利用したときは、非常に暑かったと思います。 |
| 教育長 | この施設を 6 月以降に利用することはとても暑くて大変だということですね。施設にエアコン等を設置すれば施設利用が快適になり、もう少し利用件数が増えることも考えられます。この件に関してはこれでよろしいでしょうか。この協議いただいた 7 項目の施設使用料の改定について、考え方をある程度ご理解いただければいいのかなと思います。協議をこれで終了したいと思います。5 その他（1）次回の第 13 回教育委員会定例会の開催について、令和元年 11 月 28 日木曜日午後 2 時からこの場所で開催したいと思いますが委員の皆さんの日程は如何でしょうか。 |
| 委員 | （今野委員並びに梅木委員については、都合が悪いとの発言あり） |
| 今野委員 | 議会に向けた補正予算要求の案件とかあつての開催ですか。 |
| 教育課長 | とにかく 12 月議会に向けたものを纏めて申し出なければならぬので、議会の開催が 12 月 10 日からと予定されていますので、やはり 11 月中に開催することが必要とだと思っています。 |
| 今野委員 | 11 月 23 日前で開催できればと考えますがどうですか。 |
| 梅木委員 | その週であれば 11 月 21 日か 22 日に開催としていただきたいのですがどうですか。 |
| 教育長 | 社会教育課では 21 日の午後の予定は入っていますか。 |
| 池田文化スポーツ推進係長 | 条例等審査専門部会議が 11 月 7 日、13 日、21 日、22 日に予定されています。その審査を終えなければ本日協議いただいた使用料条例等の改正の議案を次の定例会に提出することが出来ないこととなります。 |
| 教育長 | 11 月 27 日水曜日の行事日程等は何か入っていましたか。 |
| 佐藤教育課長 | なかなか調整が難しいところですが 12 月町議会のこともあり、例年 11 月下旬に定例会を開催しているようです。 |
| 教育長 | 27 日水曜日の開催では皆さんご都合はどうでしょうか。 |
| 委員 | （今野委員を除き、それぞれ「対応可能」の発言あり） |
| 教育長 | 皆さんの日程も詰まっっていて調整が難しいようですが、11 月 27 日の開催でお願いしたいと思います。 |
| 今野委員 | その後の 12 月定例会の開催はいつ頃と予定していますか。 |
| 佐藤教育課長 | 12 月 26 日と予定しています。というのは総合教育会議の開催を考えています |

| | |
|--------------|---|
| | ので、同日開催できればと思っております。皆様のご都合どうですか。 |
| 教育長 | 12月26日の午前に定例会を開催して、午後1時からの総合教育会議の開催はどうか。よろしいですか。なお次回の開催を11月27日水曜日午後2時からの開催としますので、よろしく願いいたします。(2)その他はございますか。 |
| 池田文化スポーツ推進係長 | 次回の定例会の開催調整で風向きが少し変わったのですが、例年清河八郎記念館の役員等との懇談会を定例会終了後に記念館で開催しておりましたが、記念館側からは今年も開催したいとの話がありますので、本日の日程調整の結果を記念館側に伝えて、再調整を進めます。 |
| 教育長 | 28日に記念館との懇談会を開催したとしても委員の皆さんの都合が悪いので、現時点では出来ないということですので、よろしく願いします。他に何かございませんか。それでは以上をもちまして令和元年第12回教育委員会定例会を終了します。 |
| 閉会 | (午後2時59分) |